

中川下流だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>) に掲載しています。

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2018年7月23日【第20号】

■安全利用点検を行いました

中川下流出張所では、河川を利用する皆様に「危険な箇所はないか」という視点で堤防等の点検を実施しました。

転落の恐れがある、看板の角が飛び出している等の危険箇所が見つかり、すぐに補修作業を行いました。

今後も引き続き点検、補修を随時実施してまいりますので、ご協力よろしくお願いします。

また、危険な箇所を発見しましたら、中川下流出張所までお知らせください。



■川をきれいに使いましょう!

中川を巡視していると、ゴミの不法投棄が見られます。
河川にゴミを捨てないようにお願いします。

■出水期に備えて履行検査を行いました

中川下流出張所では自治体等が管理している樋管や橋等に対して許可受者（施設管理者）の立ち会いのもと、適正な管理及び出水対策がなされているかの検査を実施しました。

検査の対象物件は樋管類**22**か所、横過物（橋等）**15**か所、道路等その他**8**か所です。
検査の結果、大きな問題等はなく適正に管理されていました。

排水樋管の検査状況



水管橋の検査状況



■河川法許可の申請や相談で来所される方へのお願い

現場立ち合いや出張等で職員が全員不在にする場合があります、せっかく来所されても対応できなく大変ご迷惑をお掛けする場合があります。

来所される際はお手数をおかけしますが、事前に電話でご連絡をお願いいたします。

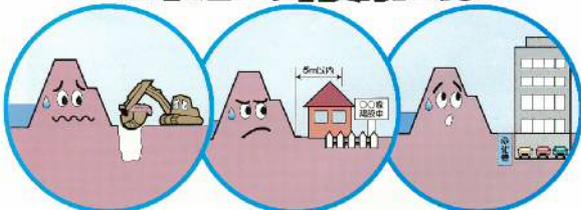
河川法の申請様式がダウンロードできます

簡単な説明資料も入っています

江戸川河川事務所のホームページから河川法24条、26条、55条などの申請様式がダウンロード出来ます。（ワード、一太郎、PDF）

「川の利用案内→河川占用許認可の手続き」をご覧ください。

これらの行為には



事前の許可が必要です!!

国土交通省 リアルタイム川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

携帯版もご利用ください

<http://i.river.go.jp/>



○あとがき

これから10月末日まで出水期が続きます。出水等に備え、十分な準備を行い対応していきたいと思っております。

今後とも地域の方々のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「中川下流だより」編集委員会